瑞宝単光章を授ける（以上六月二十八日）

（京都大学名誉教授）　森田　司郎

瑞宝中綬章を授ける

（高知工業高等専門学校名誉教授）　那須　浩平

瑞宝小綬章を授ける

（三等陸尉）　簾内　藤太郎

瑞宝双光章を授ける（各通）　前田　修

（三等海佐）　田中　由太郎　青木　小池　勝

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十五日）　錦　正義　知利

瑞宝小綬章を授ける　石川　晋吾

（一等陸尉）　上大石　文武

瑞宝双光章を授ける（各通）　日内　清光　林　品田　瀬　本木　塚　上村　齊　正景　進一　満一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十六日）　内藤　野　根　内　山　方　沼　田　原　木　村　石　景　三　光治　明夫

（茨城県警察部）　川　茂雄　日　明　品　本　木　村　石　景　三　光治　明夫

瑞宝小綬章を授ける　妹尾　信雄

瑞宝双光章を授ける（各通）　永井　太郎　藤田　操　西　鷲次

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十七日）　岩佐　教昌　沼田　芳廣

瑞宝小綬章を授ける（各通）　朝田　野村　人　正　星　茂　上　田　芳　廣

瑞宝双光章を授ける（各通）　恒江　口幸二郎　川　本　一　裕義　矢野河　十　勝喜　勝

瑞宝双光章を授ける（各通）　高根　隆明　管　哲朗　服部　時男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十八日）　片岡　弘行

（岐阜工業高等専門学校名誉教授）　藤垣　雅司

瑞宝小綬章を授ける（各通）　有田　敏夫　宮谷　徹　山畑　勝政　平野　洋一

瑞宝双光章を授ける（各通）　照三

（神奈川県警察部補）　長谷川　賢二　星　小林　啓多

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二十九日）　井沼　正行　佐藤　冨勝　竹内　大坂　竹　了也　米笹谷　安孝悦　曽根　邦之

瑞宝単光章を授ける（以上六月三十日）

瑞宝双光章を授ける（各通）　田島　和男　冨家　誠

松渕　稔美　山本　敏和

瑞宝双光章を授ける（各通）　岡本　重雄

瑞宝単光章を授ける（以上七月一日）　平野　正

瑞宝小綬章を授ける（七月二日）　塚本　啓七

瑞宝双光章を授ける（七月四日）

官庁発表

官庁事項

四国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成21年８月３日

四国地方整備局長　足立　敏之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	11号	高松市紙町字新開81番４から同市上天神町字中の坪547番１までの上下線

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成19年10月１日付けで指名した者及び補欠の場合におけるこれらの者の後任については、本年９月30日をもってその在任予定期間が経過することとなり、同法第５条及び同法施行令第２条第１項の規定に基づき、新たに当該都道府県労働局ごとに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名する必要があるので、資格がある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成21年８月３日

厚生労働大臣　舛添　要一

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成21年８月31日

４　推薦書及び添付書類提出先　都道府県労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

（注）１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公害

国指定剣山山系鳥獣保護区及び同剣山山系特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項（同法第29条第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ岡山県岡山市桑田町18―28明治安田生命岡山桑田町ビル１階中国四国地方環境事務所（電話番号086―223―1577）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成21年８月３日　　環境大臣　斉藤　鉄夫

記

１　日時　平成21年８月24日（月）13時30分から15時00分まで

２　場所　徳島県三好市池田町マチ2415番地徳島県西部総合県民局別館第31会議室

３　案件　国指定剣山山系鳥獣保護区及び同剣山山系特別保護地区の指定について

国指定小笠原群島鳥獣保護区及び同小笠原群島特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項（同法第29条第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ埼玉県さいたま市中央区新都心11―２明治安田生命さいたま新都心ビル18階関東地方環境事務所（電話番号048―600―0516）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成21年８月３日　　環境大臣　斉藤　鉄夫

記

１　日時　平成21年８月25日（火）16時30分から18時00分まで

２　場所　東京都小笠原村父島字西町東京都小笠原支庁２階会議室

３　案件　国指定小笠原群島鳥獣保護区及び同小笠原群島特別保護地区の指定について

国指定南鳥島鳥獣保護区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ埼玉県さいたま市中央区新都心11―２明治安田生命さいたま新都心ビル18階関東地方環境事務所（電話番号048―600―0516）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成21年８月３日　　環境大臣　斉藤　鉄夫